

平成30年9月定例会

請願・陳情参考資料

(平成30年9月19日)

福祉保健部

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																							
30年-21号 (30.9.11)	福祉保健	精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて  鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱崎 智熙	<p>障がい者の交通費支援制度には、JR等旅客会社、航空会社、バス会社などの民間交通事業者が実施している運賃割引制度と市町村が実施している交通費助成制度がある。</p> <p>&lt;民間交通事業者実施の運賃割引制度一覧&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1099 472 2072 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th colspan="3">対 象 者</th> </tr> <tr> <th>身体障害者手帳所持者(身体障がい者)</th> <th>療育手帳所持者(知的障がい者)</th> <th>精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR 智頭急行 若桜鉄道</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ANA JAL</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>日ノ丸自動車 日本交通</td> <td>1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)</td> <td>A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)</td> <td>1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり</td> </tr> <tr> <td>県内タクシー会社</td> <td>1～6級</td> <td>A・B</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※割引内容等は各事業者によって異なっている。</p> <p>&lt;市町村実施の交通費助成制度&gt;                      県内8市町村(鳥取市、倉吉市、智頭町、八頭町、琴浦町、日吉津村、大山町、江府町)において、精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)を対象としたタクシー運賃助成を実施している。                      ※助成内容等は市町村によって異なっている。</p> <p>障害者差別解消法の規定により、事業者は、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮をするように努めるものとされている。県としては、「あいサポート条例」の普及啓発活動の中で事業者の理解を促進している。</p>	事業者	対 象 者			身体障害者手帳所持者(身体障がい者)	療育手帳所持者(知的障がい者)	精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)	JR 智頭急行 若桜鉄道	1～6級	A・B	×	ANA JAL	1～6級	A・B	×	日ノ丸自動車 日本交通	1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり	県内タクシー会社	1～6級	A・B	×
事業者	対 象 者																									
	身体障害者手帳所持者(身体障がい者)	療育手帳所持者(知的障がい者)	精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障がい者)																							
JR 智頭急行 若桜鉄道	1～6級	A・B	×																							
ANA JAL	1～6級	A・B	×																							
日ノ丸自動車 日本交通	1～6級 (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	A・B (県内一般乗合バス路線・定期観光バス路線・県内発着高速バス路線)	1～3級 (県内一般乗合バス路線) ※定期観光バス路線・県内発着高速バス路線のうち単独運航路線等一部路線については割引対象あり																							
県内タクシー会社	1～6級	A・B	×																							

【陳情の要旨】

- 1 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内におけるタクシーの運賃を1割引にすること。
- 2 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃を半額にすること。